

大野城市迷惑行為防止アクションプラン 年次報告書ができました

市では、13項目の迷惑行為防止のために、大野城市迷惑行為防止アクションプランに取り組んでいます。

迷惑行為を減らすためには、地域ぐるみの取り組みが不可欠です。皆さんも一緒に行動し、住みやすいまちを目指しましょう。

令和元年度に重点的に行った項目を中心にまとめました。

- ◆自転車の運転者が周囲に危険を及ぼす恐れのある運転をする。
- ◆あき地に雑草等を繁茂させ、かつ、放置している。

家庭ごみはごみ袋(小)を活用しよう

家庭から出るビン・缶、その他のもえないごみなどの資源ごみは、大袋(30リットル)に入れると、容量が大きい分どうしても重くなってしまい、持ち出すのに苦労します。

小袋(20リットル)を活用することで、ごみをコンパクトにまとめられ、持ち出す際にも無理なく運べて便利です。また、意識的にごみを減らすことにもつながり、ごみ袋を購入する費

◆生垣や樹木が道路にはみ出し、通行の支障となっているにもかかわらずこれを放置する。

◆飼いのいない動物に無責任に餌を与える。

●閲覧場所 ◇市ホームページ◇行政資料室(市役所新館3階)

●問い合わせ先 環境・最終処分場対策課生活環境担当

☎(580)1887



用の節約にもなります。

※ごみ袋の価格は、大きさに関わらず1リットルあたり1円で設定しています。

●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課廃棄物・最終処分場担当

☎(580)1889

個人住民税(市県民税)の特別徴収を徹底しています

個人住民税(市県民税)の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主が、従業員に支払う毎月の給与から市県民税を差し引き、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。

原則、すべての従業員が対象ですが、一定の基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで、特別徴収を行わないこともできます。

詳しくは、県ホームページの個人住民税 特別徴収推進のひろばを確認してください。

●問い合わせ先

◇制度・内容について 福岡県税務課個人住民税徴収機

動班 ☎(643)3049

◇手続きについて 市税課市民税担当 ☎(580)1828



県ホームページ

国勢調査への回答 協力ありがとうございました

国勢調査が、全ての人と世帯を対象に、10月1日基準で行われました。皆さんから提出された調査票は、集計後、順次結果が発表されます。その結果は、私たちのよりよい暮らしやすみよい街づくりに広く活用されます。

回答がまだ済んでない人は、早めに提出をお願いします。

●問い合わせ先

国勢調査実施本部(総務課) ☎(580)1989

